大妻女子大学における転部・転科・転専攻の取扱いに関する規程 平成 26 年 2 月 10 日制定 令和 4 年 2 月 16 日改正

- 第1条 大妻女子大学学則第22条の5の規定に基づく転部・転科・転専攻(以下「転部等」という。)の取扱いについては、この規程の定めるところによる。
- 第2条 転部等を受け入れる年次は、2年次とする。
- 第3条 転部等の受け入れは、学科・専攻毎の受け入れ年次の在籍者数(受け入れの前年度における11月1日現在)が、原則として学則第38条に規定する入学定員を超えない場合に限り、その範囲内において学部の判断により実施できるものとする。ただし、入学定員を超える在籍者数がある場合でも、収容定員において許容範囲内であれば、学部の判断により実施できるものとする。
- 2 転部等の受け入れ可能な人数は、各学部において、学科・専攻ごとに定め、11月初旬に教育支援グループに通知する。
- 第4条 受け入れを実施する学部は、必要に応じて選考基準等を定める。
- 第 5 条 転部等の選考は、原則として在籍中の成績、筆記試験、面接等を組み合わせて総合的に判定する。
- 第 6 条 転部等を希望する者は、所定の期日までに、出願書類を教育支援グループに提出する。
- 第7条 選考の結果、転部等を許可された者は、所定の転籍書類を学生支援 グループに提出する。
- 第8条 転部等は在学期間中において1回限りとし、再度の転部等について は認めない。
- 第9条 転部等を行った者に対する転部等以前に取得した単位の取扱いに ついては、受け入れを行った学部において必要に応じて卒業に必要な単位 として認定することができるものとする。
- 第 10 条 転部等を行った者の在学年数は、転部等を行う前の在学期間を含め 8 年を超えることはできない。
- 第 11 条 本規程に定めのない事項については、そのつど大妻女子大学運営 会議においてこれを定める。
- 第12条 この規程の改廃は、大妻女子大学運営会議が行う。

附 則

- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
  - 附 則 (令和4年2月16日 大学教育推進機構委員会)
- この規程は、令和4年4月1日から施行する。